

支援検討案件の最終持込について

企業再生支援機構(以下「機構」という。)が事業者の事業再生について支援決定を行うことができる期間は、株式会社企業再生支援機構法により、原則として平成23年10月14日までとされていますが、あらかじめ主務大臣の認可を得た事業者に対しては、平成24年4月14日までの間支援決定を行うことができるものとされています。

今般、この支援決定期限の延長に係る認可申請を主務大臣に対して行う機構としての考え方や手続について、別添の「支援検討案件の最終持込について」をとりまとめ、事業者及び金融機関等の関係者に周知を図ることとしましたので、お知らせします。

機構としましては、引き続き、地域経済の再建に資する事業の再生支援に積極的に取り組んでいく方針であり、本認可の対象となった事業者についてもできる限りの支援を行っていきたいと考えています。

各 位

支援検討案件の最終持込について

平成 23 年 8 月 31 日
株式会社企業再生支援機構

企業再生支援機構（以下「機構」という。）が事業者について支援決定を行うことができる期間につきましては、原則として平成 23 年 10 月 14 日までとされておりますが、あらかじめ主務大臣の認可を得た事業者に対しては、平成 24 年 4 月 14 日までの間支援決定を行うことができるものとされております（株式会社企業再生支援機構法第 25 条 10 項）。機構としましては、引き続き、地域経済の再建に資する事業の再生支援に積極的に取り組んでいく方針であり、本認可の対象となった事業者につきましても、支援基準を満たすものについてできる限りの支援を行って参りたいと考えております。

機構による主務大臣への認可申請に際しましては、①支援基準を満たさないことが明らかな事業者を除き、機構に相談が持ち込まれている事業者について広く認可申請を検討する、②相談の持込は、事業者または金融機関等からのいずれかによるもので可とする、③主務大臣への認可申請の結果は、相談を持ち込んだ事業者または金融機関等に対し、機構より個別通知を行うこととし、公表は行わない、④相談の持ち込みの確認は、機構との間で秘密保持契約を締結して頂くこと、又は別紙の事前相談申込書を機構に提出して頂くことにより行うこととします。

つきましては、上記の大臣認可は平成 23 年 10 月 14 日までに行われますので、金融機関等及び事業者各位におかれましては、今一度、機構支援を要する事業の有無についてご検討頂き、該当する事業がある場合には、事務手続の関係上、9 月 14 日までを目処に、下記記載の機構担当者あてにご連絡を頂きますようお願い申し上げます。

9 月 14 日以降に頂いたご相談につきましても同様に対応させていただきますが、この時期以降に相談が集中しますと、検討に必要な期間や事務手続との関係で制約が生ずる場合がありますこと何卒ご理解とご協力を頂きたく、よろしくお願い申し上げます。

<本件に関する連絡・問い合わせ先>

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-6-1 大手町ビル 9 階
株式会社企業再生支援機構

代表：電話 03-6266-0310、FAX03-6213-0070

（担当） 機能（このの）

中小企業再生支援センター：電話 03-6266-0380、FAX03-6213-0081

（担当） 永岡、佐塚

(別紙：事業者用)

平成 23 年 月 日

株式会社企業再生支援機構 御中

印

(代表取締役名義・印鑑にてご提出ください。)

支援に関する事前相談申込書

当社は、貴社に対し、株式会社企業再生支援機構法に定める貴社の支援を当社について行うことの可否について、検討を依頼したく、本書をもって、事前相談の申込を行います。

以 上

(別紙：金融機関等用)

平成 23 年 月 日

株式会社企業再生支援機構 御中

印

(代表者または担当取締役・担当部長等、事前相談に関する
権限者の名義・印鑑にてご提出ください。)

支援に関する事前相談申込書

当社は、貴社に対し、株式会社企業再生支援機構法に定める貴社の支援を、下記事業者について行うことの可否について、検討を依頼したく、本書をもって、事前相談の申込を行います。

(事前相談対象事業者)

住所

商号

以 上